

令和7年度

工事監査結果報告書

東大阪市監査委員

監 報 第 5 号

令和8年2月10日

東大阪市監査委員 向 川 茂 弘

同 谷 中 克 行

同 山 崎 毅 海

同 西 村 潤 也

工事監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第5項の規定による工事監査を行った結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

工事監査結果報告書

第1 東大阪市監査基準への準拠

令和7年度工事監査は、東大阪市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第5項に基づく工事監査

第3 監査の対象

(R6・7債池-1) 池島配水場配水池改修工事
担当課：上下水道局 水道施設部 配水施設課

第4 監査の着眼点

今回の監査は、令和7年度中に施工している上記工事について設計、施工及び監理等が適切かつ効率的に行われているかどうかという観点から実施した。

第5 監査の主な実施内容

今回の監査は、調査を協同組合総合技術士連合に委託して実施した。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部の提出を求め、内容の点検、確認、照合を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 本庁舎 16階会議室1、会議室2及び工事現場
- 2 実施日程 令和7年11月25日から令和8年2月10日まで

第7 監査の結果

本監査では、11月25日午前に委託先の担当技術士（以下「技術士」という。）による書類調査、同日午後に現場調査を実施した。

技術士による調査では、技術士から求めのあった関係書類の確認・ヒアリングを行った後、関係者とともに当該工事の現場を訪問し、各段階における技術的事項について調査を実施し、概ね良好であることを確認した。

なお、本監査に係る技術士による所見は、別紙報告書のとおりである。

報 告 書
工事技術調査業務委託
東 大 阪 市
令和7年度

調査対象工事名 : (R6・R7債池-1) 池島配水場配水池改修工事

工 事 場 所 : 東大阪市池島町八丁目12番36号 (池島配水場)

調 査 実 施 日 : 令和7年11月25日 (火)

報 告 年 月 日 : 令和8年 1月31日 (土)

受 託 業 者 名 : 協同組合 総合技術士連合

1. 技術調査対象工事名称

I. (R6・R7債池-1) 池島配水場配水池改修工事

2. 調査実施日

令和 7年11月25日 (火)

3. 調査場所

東大阪市役所監査委員事務局及び当該工事現場

4. 監査執行者

代表監査委員 向川 茂弘

監査委員 谷中 克行

監査委員 山崎 毅海

監査委員 西村 潤也

5. 調査立会者

監査委員事務局職員

6. 技術調査業務 (報告書共) 実施技術士

協同組合 総合技術士連合

組合員 岡田 正隆

技術士 (建設部門)

I. (R6・R7債池-1) 池島配水場配水池改修工事

1 工事監査出席者及び内容説明者

当該工事の技術調査において、水道施設部長、水道施設部次長、水道施設部配水施設課職員、水道総務部管財課職員及び株木建設株式会社担当者（現地のみ）から説明を受けた。

2 工事概要

1) 工事場所：

東大阪市池島町八丁目12番36号（池島配水場）

2) 工事内容：

外壁改修工事(上部池・下部外池・屋上建屋)	一式
屋上改修工事(上部池・下部外池・屋上建屋)	一式
内壁改修工事(上部池)	一式
底版下面改修工事(上部池)	一式
池内部改修工事(上部池・下部外池・下部内池)	一式
配管ピット改修工事	一式
付帯工事(下部外池・下部内池)	一式
仮設配管工事(下部外池・下部内池)	一式
付帯電気設備工事(上部池・下部外池・下部内池・屋上建屋)	一式

3) 工事請負業者：

株木建設株式会社 大阪支店

4) 調査・測量・設計・施工監理業務委託業者：

株式会社 日建技術コンサルタント

5) 事業費：

当初・設計金額	542,883,000円（消費税込み）
当初・請負金額	445,390,000円（消費税込み）
変更・設計金額	601,788,000円（消費税込み）
変更・請負金額	493,716,300円（消費税込み）

6) 契約日：当初契約日 令和 6年 9月 6日
変更契約日 令和 7年 6月 5日

7) 工事期間
令和 6年 9月 7日 ～ 令和 8年 2月27日

8) 工事進捗状況：
実施出来高57.0% (10月31日現在)

9) 工事監督員：
上下水道局 水道施設部 配水施設課職員

3 書類調査における所見

市の工事関係書類は必要にして十分整理できている。請負業者の工事関係書類は工事の進捗に合わせて整理ができている。

提示された書類を検分し、疑問点は関係者に質問し、当工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理（監督）・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について吟味した。その結果は総括的には良好であり、評価できるものと判断される。

調査した事項のうち主な内容の要点を以下の各項に示すものとする。

1) 工事着工前における調査事項

(1) 設計図書に関係する書類について：

本工事は、水道施設等再構築事業（令和3年度～令和7年度）の一環として、配水池機能の向上ならびに信頼性・安全性の強化を目的とするものである。池島配水場（容量10,000m³）は1997年に建設された施設であり、配水池の基本性能である水密性の向上を図るべく、劣化部位の改修を実施し、安定的な給水体制の確保を目指すものである。

内面塗膜材については、「塗布型ライニング工法」「シートライニング工法」「モルタルライニング工法」の各方式において、衛生上無害であり水質に対して安全な材料を選定することが必須条件とされた。本工事においては、塗布型ライニング工法の無溶剤型エポキシ樹脂・ポリウレア樹脂・水性ポリエチレン樹脂、シートライニング工法のビニルエステル樹脂（FRP）、モルタルライニング工法の無機質（ノンポリマー）モルタルの計五種を比較検討した。

その結果、経済性において若干の劣位は認められるものの、塗膜厚が十分に伸び率に優れ、コンクリートクラックへの追従性ならびに防水性が高いこと、加えて瞬間硬化型で養生期間を著しく短縮できる特性を有するポリウレタ樹脂を採用するに至った。生活用水を対象とする工事の特性上、給水停止期間を可能な限り短縮することが求められるため、当該材料の選定は合理的かつ適切であると判断される。

(2) 積算に係る書類について：

数量計算書は工種別に精緻に分類され、各項目ごとに根拠略図を添付して計算が行われ、さらに総括表として体系的に整理されており、監督員による確認も適切に実施されていた。施工単価については、材料費・施工費等に関して物価版の参照または複数業者からの相見積を取得し、その中で最も低廉な単価を採用する手法が用いられていた。なお、足場支保工の組立単価については、国土交通省歩掛単価（令和6年度版）が採用されている。

積算に関しては設計者とは独立して検算が行われ、主要工種について重点的に調査した結果、特段問題となる点は認められなかった。以上を総合的に勘案すると、本工事の積算方法および内容は全体として妥当かつ適正であると判断される。

(3) 入札、契約に係る書類について：

当該工事の入札は一般競争入札により執行され、参加者は二社であった。落札額は予定価格を下回ったため、施工の適否について精査を行ったところ、施工上何ら支障のないことが確認され、適正に履行可能と判断していた。

契約に必要な書類はすべて整備されており、前払金保証証書ならびに公共工事履行保証証券も具備され、その内容は適正であることを確認した。さらに、労災保険、工事保険、損害賠償責任保険等への加入も適切に履行されていた。

加えて、建退共制度が活用されており、これも適正と認められた。また、監理技術者の監理技術者証の写しも添付されており、契約内容全般について適正であると判断した。

2) 工事着工後における調査事項

(1) 施工管理に係る書類について：

施工により発生する建設汚泥、廃プラスチック、石綿等の産業廃棄物処理については、許可を受けた指定処理業者に委託されており、マニフェスト票も回収されていたので、適切に処理されていると判断した。

工事に配置された足場支保工作業主任者、石綿作業主任者、給水装置工事主任者等の有資格者については、資格証写しが提出され、適正に管理されていた。また、塗料やモルタル等の使用に係るSDSの入手、リスクアセスメントの実施、化学物質管理者の選

任、保護具着用管理責任者の選任は行われていた。

(2) 使用材料承諾願及び試験・検査等に関する書類について：

防水塗装材、コンクリートひび割れ注入材等の使用材料の確認、立会検査、施工状況等の確認が出来ており、監督は十分行われていると判断できた。

塗装膜の引張試験に使用した試験機の校正証明書は入手していた。膜厚測定記録には、膜厚測定器（ノギス）の校正証明書写しが添付されていなかったが、新品を使用しているとの説明があったので問題ないと判断した。水圧測定に使用した水圧計については、校正証明書写しを入手し、測定結果が適切であることを確認していた。

(3) 施工監理（監督）に関する書類について：

工事の施工状況について精査したところ、施工計画書に記載された内容に則り、各工程は計画通りに遂行されていた。施工過程においては、品質管理・安全管理の両面においても適切な措置が講じられており、監督上特段の支障や不備は認められなかった。さらに、現場における施工体制は整然としており、作業手順の遵守、資材の適正な使用、労務管理の実施状況等においても問題は確認されず、全般にわたり施工は円滑かつ適正に進捗していることが認められた。以上を総合的に判断し、施工監理に関する書類は妥当性を備え、契約内容に照らしても適正であると評価できる。

4 現場施工状況調査における所見

本調査時点における出来高は57.0%程度で、当日は下部内池壁面補修工事を行っていた。

目視の限り設計図書ならびに施工計画に従って施工されており、場内の整理整頓、安全管理等の実施状態も良好であった。

調査した事項のうち主な内容の要点を以下の各項に示すものとする。

1) 現場施工状況における調査事項

(1) 工事施工状況について：

上部池の外壁、屋上、内壁に係る改修工事について精査したところ、各工区における施工は既に完了しており、全体として計画に沿った適正な進捗が確認された。施工後の状況は外観・仕上げともに良好であり、構造上の安定性、耐久性、ならびに美観の保持においても十分な水準を満たしていることが認められた。さらに、改修工事に伴う安全管理や品質管理の実施状況についても適切であり、施工体制は整然としていた。これらを総合的に勘案した結果、当該改修工事は円滑かつ適正に履行され、契約目的に照らしても十分に達成されていると評価できる。

(2) 安全管理状況等について：

安全管理状況について精査した結果、まず現場内における建設業許可票および労災関係成立票等の掲示は適切に行われていることを確認した。

場内に配置された発電機等を確認したところ、定期点検が実施されており、併せて管理責任者を明示する表示シールが添付されていることから、適切に管理されていることが認められた。

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則に基づく熱中症対策についても、現場において適切な対応が講じられていることを確認した。なお池内作業前および作業中に使用される酸素濃度計については、年1回の校正が実施されていることを関係記録で確認していた。

以上を総合的に勘案し、安全管理状況は適正に履行されているものと評価できる。

5 その他の所見

特になし

以 上